

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための
電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を廃止する等の省令案の概要

1 趣旨

平成 23 年 11 月 1 日に、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令（平成 23 年厚生労働省令第 23 号。以下「特例省令」という。）の一部を改正（平成 23 年厚生労働省令 133 号）し、緊急作業時の被ばく限度を 250 ミリシーベルトと適用する作業を限定するための改正を行ったところ。

今般、「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 当面のロードマップ（改訂版）」（平成 23 年 10 月 17 日原子力災害対策本部政府・東京電力統合対策室）において示されている原子炉が安定的な冷温停止状態を達成するための工程であるステップ 2 が年内に終了する予定であることから、その終了時に、特例省令を廃止するための所要の改正を行う。

2 改正内容

- （１） 緊急作業時の被ばく限度について、特にやむを得ない緊急の場合で厚生労働大臣が定める場合（※）に 250 ミリシーベルトとする特例省令を廃止すること。

（※） 原子炉施設並びに蒸気タービン及びその付属施設又はその周辺の区域であって線量が 1 時間につき 0.1 ミリシーベルトを超えるおそれのあるものにおいて次の①又は②に該当する作業を行う場合（平成 23 年 11 月 1 日厚生労働省告示第 425 号）

- ① 原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽の冷却機能が著しく低下又は喪失した場合に、当該機能を復旧するための作業
- ② 放射性物質の敷地外への放出を抑制する設備の機能が著しく低下又は喪失した場合に、当該機能を復旧するための作業

（注） 本告示については、特例省令の廃止の日に廃止する。

- （２） 経過措置として、特例省令の一部を改正した際現に東電福一原発において緊急作業に従事していた者のうち、特例省令の廃止の日において、当該緊急作業に従事する間に受けた実効線量が 100 ミリシーベルトを超える者で、原子炉施設の冷却機能の維持等の作業（※１）に欠くことのできない高度の専門的な知識及び経験を有する者であるため後任者を容易に得ることができない者（※２）については、平成 24 年 4 月 30 日までの間、その被ばく限度を 250 ミリシーベルトとすること。

（※１） 原子炉施設並びに蒸気タービン及びその付属施設又はその周辺の区域であって線量が 1 時間につき 0.1 ミリシーベルトを超えるおそれのある場所において次の①又は②に該当する作業を行う場合。

- ① 原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽の冷却機能を維持するための作業
- ② 放射性物質の放出を抑制する機能を維持するための作業

（※２） 想定されるのは東京電力の社員約 50 人

3 施行日

パブリックコメント手続及び関係審議会に対する諮問等を経た後、ステップ 2 の終了の日に公布・施行する予定。

ステップ2終了後の被ばく限度の適用について

3/14

11/1

ステップ2終了日

特例省令

改正特例省令
＋電離則第7条

電離則第4条・第7条
＋特例省令廃止省令の経過措置

11/1
より後に
緊急作業
に従事
する者

緊急作業期間中

100mSv

(電離則第7条(緊急被ばく限度))

原子炉冷却、放射性物質放出抑制
設備のトラブル対応作業従事者

緊急作業期間中

250mSv(改正特例省令)

50mSv/年かつ

100mSv/5年

(電離則第4条
(通常被ばく限度))

緊急作業
期間中
250mSv
(特例省令)

11/1
以前から
緊急作業
に従事し
ていた者

緊急作業期間中

250mSv

(改正特例省令の経過措置)

※ 総実人員約1万9千人のうち、
100mSv超の者は、162人
(うち東電社員は、135人)

原子炉冷却、放射性物質放出抑制設備の
機能の維持のための作業従事者

緊急作業期間中

100mSv(電離則7条)

原子炉冷却、放射性物質放出抑制設備の機能の維持の
ための作業の実施のために必要不可欠な高度な知識経験
を有する者で、100mSvを超える線量を被ばくした者

H24.4.30までに限り、緊急作業期間中

250mSv

(特例省令の廃止省令の経過措置)

※ 東電の社員のみ(約50人)